

非稼働病床を有する医療機関に対する地域医療構想推進委員会の対応方針等に関する意見

1 地域医療構想推進委員会における対応について

(1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	4名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	12名
その他 （・1年間非稼働の病床について、具体的な理由と将来の稼働の可能性について、まず書面での回答を求めて、その内容について、委員会で検討し、必要であれば出席を求めるようにしてはどうか。 ・非稼働病棟を有する医療機関に、「病床を稼働していない理由」と「今後の運用の見通しに関する計画」を文書にて確認し、推進委員会において協議する。）	2名

(2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	14名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。 （・任意で良いので病床機能報告の内容と実際の病床の運用の状況を説明してもらってはどうか？ ・「非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。」を行った上で、病床の縮小返還を問う。又、一年後等、運用の報告をして頂く。）	2名
その他 （・「地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。」の委員会協議において「非稼働病棟を有する全ての機関を対象とするかどうか」「病床利用率が極めて低い機関を対象とするかどうか」など対象範囲を検討した上で、対象機関への出席・説明を求めてはいかがでしょうか。 ・②「当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画について」が実行されなかった場合の対応。）	2名

2. その他、非稼働病床を有する医療機関に対する対応についての意見

・医療機関（非稼働病床を有する）は数が限られているので、①理由②今後の見通しをまず調査した上で委員会が対応策を検討すればいいと考えます。
・10年以上休床しているのであれば返還をしてもらう方針ではどうですか。

3. 対応方針（案）

非稼働病棟を有する医療機関への対応は、「病床を稼働していない理由」と「今後の運用の見通しに関する計画」を文書にて確認し、基本的な情報（病床の種別、休床期間）と合わせて、地域医療構想推進委員会において、出席、説明を求める医療機関を決定する。